

山元町震災復興計画に関する 住民説明会

日 時		場 所
11月15日(火)	18:30~20:30	坂元公民館 3階大会議室
11月16日(水)	18:30~20:30	坂元公民館 3階大会議室
11月17日(木)	18:30~20:30	中央公民館 2階大ホール
11月19日(土)	10:00~12:00 14:00~16:00	山下中学校 体育館
11月20日(日)	10:00~12:00	名取市商工会 2階大研修室
11月21日(月)	18:30~20:30	中央公民館 2階大ホール

次 第

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 震災復興計画等に関する説明
- 4 意見交換
- 5 閉 会

資料目次

山元町震災復興計画基本構想(案)(概要版)	...	別 紙
生活再建等に関する今後のスケジュールについて	...	1 ページ
災害危険区域条例について	...	2 ページ
住まいの再建に関するよくある質問	...	3 ページ

1 生活再建等に関する今後のスケジュールについて

<生活>

項目	年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
復興計画		復旧期			再生期			発展期	
災害公営住宅			整備	入居					
新住宅団地	今後の住居に関する面談	計画策定	測量設計	用地取得	宅地造成				
		申込	元の宅地の買い上げ	移転先の土地購入・賃貸	住宅建設				
		移転先決定							
生活再建支援		仮設住宅等入居	延長見込み						
		被災者再建支援制度による加算支援金 (複数人数世帯で住宅建設・購入の場合 200万円) H26.4.10まで			(延長を要望中)				

<生産>

項目	年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
農業		がれき撤去・除塩							
		農業用施設復旧							
			復旧した農地での耕作						
		ほ場整備計画		ほ場整備工事					

<防災>

項目	年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
防潮堤		仮設堤防							
		用地買収	防潮堤工事						
防災緑地		測量設計	盛土・植林						
				交流施設整備					
県道 相馬巨理線		測量設計	用地買収	道路工事					

<交通>

項目	年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
JR 常磐線		測量設計	用地買収	軌道工事					

※上記スケジュールは現時点での予定であり、今後、必要に応じて見直すことがあります。

2 災害危険区域条例について

山元町では、11月11日に「山元町災害危険区域に関する条例」を施行しました。条例では、浸水深を考慮して、災害危険区域を3種類に区分することとし、それぞれ区域の制限を定めました。

区域や制限内容は、防災施設の整備の状況に応じて、必要な場合には見直すこととなります。

1 制限の対象となる建物

住宅、アパート、マンション、老人ホームなど居住用の建物

(事務所、店舗、工場、倉庫、作業場、車庫、ビニルハウスなどは制限の対象となりません。)

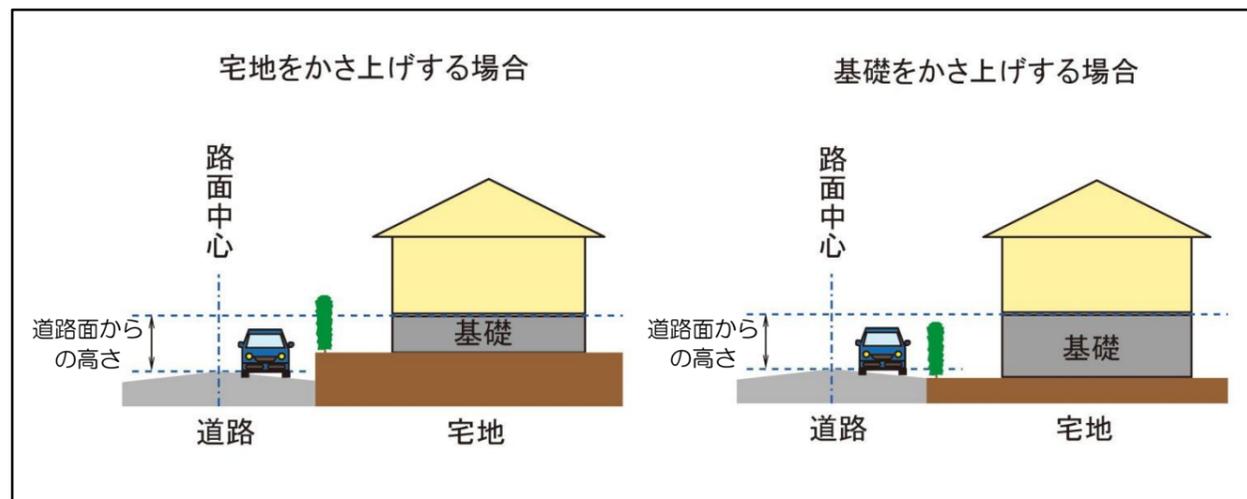
2 制限の内容について

第1種区域・・・建築禁止

第2種区域・・・基礎の上端の高さが敷地の面する道路面から1.5m以上の場合には建築可

第3種区域・・・基礎の上端の高さが敷地の面する道路面から0.5m以上の場合には建築可

<第2種区域・第3種区域での建て方の例>



3 区域について

それぞれの種別の区域についての詳細な図面は、役場の本庁舎で縦覧しております。

また、中央公民館、坂元支所、各仮設住宅の集会所でも同様の図面が閲覧できます。

3 住まいの再建に関するよくある質問

1 防災集団移転について

Q1 防災集団移転促進事業の対象になるためには、移転を希望する近隣の住宅がまとまって移転しなければならないのか。移転促進区域はどのように設定するのか。

(回答)

今回の震災では被災範囲が広大であることから、集落ごとではなく、町全体で事業を適用することを考えています。ただし、事業採択の要件として、移転戸数の半分以上が町が造成する住宅団地に移転することが条件となります。

移転促進区域の設定にあたっては、皆様の移転希望を確認し、場合によっては“飛び地”での区域設定もあり得ると考えているため、必ずしも近隣の住宅とまとまって移転することは要件にはなりません。

Q2 町外に移転する場合でも、元の土地を買取りしてくれるのか。

(回答)

移転先が町外でも買取りの対象になります。ただし、町外の場合には、住宅建築・土地購入に係る借入金の利子分については補助対象外となります。

町内に移転する場合でも、町が造成する住宅団地以外に移転する場合は、住宅建築・土地購入に係る借入金の利子分については補助対象外となります。

Q3 農地の買取りはしてくれないのか。

(回答)

災害危険区域内でも農地としての利用は制限しないため、基本的に農地の買取りは考えておりません。被災で農地として復旧できないと判断される場合で、営農をやめる場合のみ買取りについて検討します。

Q4 補助限度額が撤廃され、国が全額補助するとされているが、移転先の住宅団地の土地を無償で提供または安価で購入できないか。

(回答)

現在、国で検討されている制度改正では、宅地の造成などを含めた集団移転事業全体の補助限度額は撤廃されますが、引越費用や利子分の補助などそれぞれの補助限度額は引き続き残る見込みです。なお、利子分の補助限度額は406万円から708万円に引き上げられる見込みです。

移転先の土地の分譲については、近隣の住宅地と同等の価格での取引となる見込みです。なお、元の土地の買取り価格については、被災者の負担軽減となるよう国等に引き続き要望していきます。

2 災害公営住宅について

Q5 単身でも入居できるのか。

(回答)

今回の震災で住宅を失った方であれば、単身の方でも入居できます。

現行制度では、同居親族や収入の資格要件なしに入居できる期間は災害発生の日から3年間となっていますが、その期間の延長についても現在国で検討されています。